

介護労働者の人材確保及び雇用管理改善 の支援事業

平成24年9月

職業安定局介護労働対策室（福土巨室長）

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

- 施策目標 IV-1-1 公共職業安定機関等における需給調整事業機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること
- IV-2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること

2. 事業の内容

（1）実施主体

都道府県労働局、ハローワーク、（財）介護労働安定センター

（2）概要

- 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の運用
①雇用管理の改善を担う人材（社会福祉士、介護福祉士、サービス提供責任者等）の雇入れ、②介護業務未経験者の雇入れ、③介護労働者の身体的負担軽減に資する介護福祉機器（移動用リフト等）の導入等、介護労働者の人材確保及び雇用管理の改善に取り組む事業主に対する総合的な支援を実施する。
- 雇用管理改善等援助事業の推進
（財）介護労働安定センターの各支部（全国47箇所）で、雇用管理の改善に取り組む介護事業主に対して、労働条件や福利厚生、職場のコミュニケーション等の専門的な相談援助等を実施する。
- 福祉人材確保重点対策事業の推進
ハローワークに設置された「福祉人材コーナー」（全国57箇所）において、介護をはじめとした福祉分野の人材確保に向けた支援を実施するとともに、同コーナーが設置されていな

い主要なハローワークにおいても職業相談体制を整備し、同分野での就業に向けた支援を実施する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

（1）有効性の評価

1. 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の運用
各助成金については、支給対象者及び支給対象件数が、年々増加していることから介護労働者の人材確保及び定着促進の支援策の一つとして活用が図られていると評価できる。
2. 雇用管理改善等援助事業の推進
雇用管理改善等援助事業に係る相談を受けた事業所の離職率は、全産業平均の離職率と比べ大幅に下回っていることから、介護労働者の雇用管理改善及び定着に有効であると評価できる。
3. 福祉人材確保重点対策事業の推進
福祉人材コーナーにおける新規相談者数及び福祉分野の就職件数は、平成 21 年度の本事業開始以降着実に増加しており、本事業については、介護をはじめとする福祉分野における安定的な人材確保に資するものであると評価できる。

（2）効率性の評価

1. 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金の運用
 - ・介護基盤人材確保等助成金
本助成金は、雇入れ支援に資する効果だけでなく、その人材が介護事業所の雇用管理改善の業務を担うことで、他の介護労働者の雇用環境の改善を図ることができるといった点で、効率性が高いと考えられる。
 - ・介護未経験者確保等助成金
本助成金は、人材不足の解消及び介護労働者の教育・訓練の両面の事業効果をもたらすという点で、効率性が高いと考えられる。
 - ・介護労働者設備等整備モデル奨励金
本奨励金は、介護労働者の日頃の業務の質の向上だけでなく、介護労働者の定着支援にも結びつく。そのため、介護労働者及び事業主双方の困難を克服するという観点から、効率性が高いと考えられる。
2. 雇用管理改善等援助事業の推進
インストラクターによる基本的な相談から、コンサルタントやヘルスカウンセラーによる専門的な相談まで幅広く行っている。また、支援内容に応じて、ハローワーク等他の機関に情報を伝達するなど、介護労働安定センターの相談を中心に、介護労働者の雇用管理改善等を進めることが可能なため、事業効率が高い。
3. 福祉人材確保重点対策事業の推進
本事業は、既存のハローワークに、介護をはじめとした福祉分野に特化した専門窓口を設けることで事業運営に要する費用を最小限に抑えつつ、求職者就業に向けた支援のみならず、求人者の人材確保に向けた支援も行っている。就職件数は着実に増加しており、介護をはじめとした福祉分野の人材確保を図る上で高い効率性を発揮している。

(3) 評価の総括（必要性の評価）

当該事業は、潜在的有資格者等に対する就業に受けた支援及び介護労働者の雇用管理改善を行うことができるため、人材不足の解消や離職率の低下に寄与すると考えられる。一方、現状では、更なる人材確保が必要とされていること、離職率が全産業平均と比べ高くなっていることから、引き続き当該事業を実施していく必要がある。

4. 事後評価結果の政策への反映の方向性

1. 介護労働者の人材確保・定着促進に資する介護関係助成金

介護労働環境向上奨励金については、評価結果を踏まえ、平成 25 年度概算予算要求において他の助成金と統合した上で所要の予算を要求する。

2. 雇用管理改善等援助事業の推進

(財) 介護労働安定センターが行う雇用管理改善等援助事業については、評価結果を踏まえ、平成 25 年度予算要求において所要の予算を要求する。

3. 福祉人材確保重点対策事業の推進

福祉人材確保重点対策事業については、評価結果を踏まえ、平成 25 年度予算要求において所要の予算を要求する。

5. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
1	助成金（介護基盤人材確保等助成金）を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善への取組が向上した事業主の割合（85%以上）	-	-	97.0%	96.8%	-
達成率		-	-	-	-	-
2	助成金（介護労働者設備等整備モデル奨励金）を受給した事業主において、機器の導入後 1 年間に、全離職者数のうち健康上の理由で離職した労働者の割合（35%以下／平成 21 年度・平成 22 年度、21.4%以下／平成 23 年度）	-	-	10.6%	14.2%	12.3%
達成率		-	-	-	-	-
3	雇用管理等相談援助事業を受けた事業所において、本事業を受けて一年経過した時点にお	15.0%	13.3%	11.9%	12.5%	11.8%

	ける同事業を受けた時からの自己都合による離職率（15.4以下／平成21年度、14.6%以下／平成22年度、16.4%以下／平成23年度、14.5%以下／平成24年度）					
	達成率	-	-	-	-	-
4	福祉関連職業の充足率	23.3%	25.3%	34.3%	31.1%	27.5%
	達成率	-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】						
(資料出所)						
指標1、2及び3 職業安定局調べ						
資料4 厚生労働省「職業安定業務統計」						
(備考)						
指標1 介護基盤人材確保等助成金については、平成22年度限りで廃止（23年度以降は経過措置）						
指標2 平成23年度より、介護労働者設備等導入奨励金に名称変更						
指標4 福祉関連職業は、社会福祉専門の職業を指す。						
アウトプット指標						
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
3	助成金支給決定件数	① -	① -	①198人	①1,417人	①1,657人
	①介護基盤人材確保等助成金	② -	② -	②10,880人	②15,650人	②5,641人
	②介護未経験者確保等助成金	③ -	③ -	③421件	③1,118件	③1,609件
	③介護労働者設備等整備モデル奨励金（平成23年度は「介護労働者設備等導入奨励金」に名称変更）」					
	達成率	-	-	-	-	-
4	雇用管理等相談援助事業に係る相談(①)/情報提供件数(②)	①49,702件 ②64,866件	①58,703件 ②81,431件	①54,082件 ②67,522件	①39,423件 ②35,254件	①32,417件 ②31,248件
	達成率	-	-	-	-	-
5	福祉人材コーナーにおける相談件数			99,684件	142,276件	152,751件
	達成率	-	-	-	-	-
【調査名・資料出所、備考等】						
資料出所						
・指標1及び3は職業安定局調べによる						
・指標2及び4は、(財)介護労働安定センター調べによる						